

チラシの表示

19

19

チラシの表示

チラシ、パンフレットなどについても、景表法(公正取引委員会告示)により、通常の店頭表示と同様の表示をすることが決められています。

- 紙面(スペース)が限られている場合も多く、必要表示事項すべてを記載することが困難な場合は、下記の3項目が最低必要な表示事項とします。
- 紙面(スペース)に余裕があれば、それ以上記載することが望ましいとされています。
- 「1切〇〇円」「1パック〇〇円」の表示をする場合には、必ず「100g当たり〇〇円」の表示を併記します。

国産牛サーロイン

すき焼き用

100g

880円

<チラシなどの必要表示事項>

- ①商品名称(食肉の種類・部位)
- ②原産地(国産又は国名)
- ③100g当たりの単価

写真掲載の場合

- 写真を掲載する場合は実物写真とし、実物よりも肉質が上位なものを掲載して優良誤認を招かないように注意します。

<掲載例>

